

下張りに見る善光寺如来の廻国と 徳山城下滞留・その他について

会員 竹島 美 雅

はじめに

私は、たまたま昭和五八年初頃、自家の古い襖数枚を張替えようとしたとき、字が書いてある紙が多数下張に使われているのを見付けた。

かつて、テレビの大河ドラマとなった小説「花神」の主人公大村益次郎の手紙が古襖の中から多数発見されたと言うことを読んだことがある。

このため、興味をもって丹念にはいで見たが、残念ながら、大部分の字は読めなかった。どうしたものかと思案していた矢先、幸にも、同年四月、本会古文書解読会が教材を新たにするに当たり、新会員の加入をすすめていることを知り、早速入会した。以来三年間、講師の熱心なご指導のお陰で、今ではこれらの文書をほぼ判読出来るまでになった。

そこで、私は解読会初級の卒業論文の積もりで昨年から解読したものを取りまとめ、講師に一覧をお願いしたのであった。すると間もなく講師から、これらの中、特に善光寺如来廻国中に徳山滞留の文書は、大変興味ある珍聞であるから、当会員に紹介したらとのお勧めがあったので、拙文をもかえりみず、善光寺如来廻国のことを主に、下張り文書の概要について私が調べたことを発表することにした。

なお、これら下張り文書は、私の家（元穴戸家々中）とは全く関係なく、私方が明治初年に高水村から櫛ヶ浜村へ移住した際建てた家のたて具に使われていた襖の中から出て来たものである。

これら下張り文書は、殆ど、徳山藩蔵本から遠石の町役人の町年寄・目代宛の通達文書であった。遠石町は、八幡宮の門前町として発達した宿場であって、その町役としての入馬・荷物等の差出方の指示がなされており、これを見

れば領内を通過したものの様子を知らることができる。

一、善光寺如来の徳山無量寺滞留

これに関する発見の文書は、縦一三cm、長六〇cmで末尾



写真 1

が切れている。そのため月日が不明であるけれども、後出の他の文献により年月は判明した。即ち文書は、(写真?)

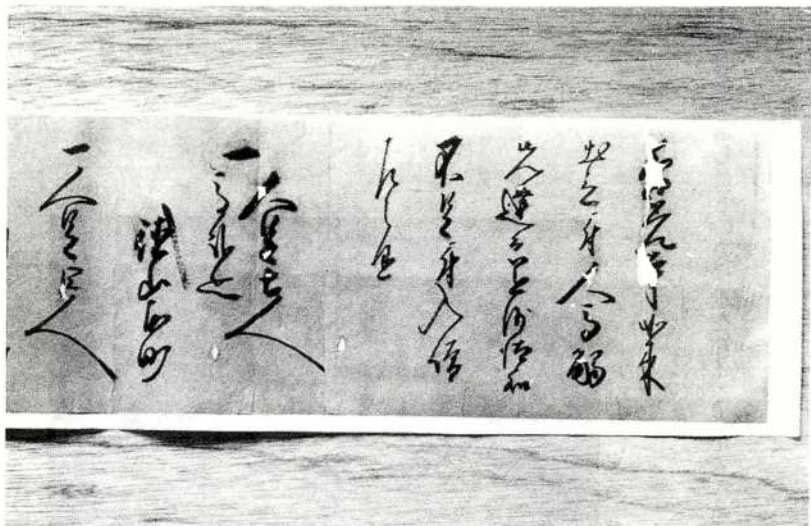


写真 2

善光寺如来、出立二付、人馬触、先達而
 遂沙汰候処、不足二付入増左之通

一、人足 七人

馬 式疋

徳山本町

一、人足 四人

同 新町

一、同 四人

遠石町

但、右之人馬、今六日夜八時、徳山
 人馬処へ差出、富海町迄相勤候事

(後切)

これは、善光寺如来が徳山出立のときの人馬触れに追加
 を命じた文書であって、善光寺如来の徳山通行については、
 幸に、徳山市史料上(七〇四頁)に次のようにある。

信州善光寺如来通行之事

一宝永元年甲申四月廿日信濃国善光寺如来、為廻国御
 領内通行、徳山無量寺江三日之間逗留開扉、是ハ彼

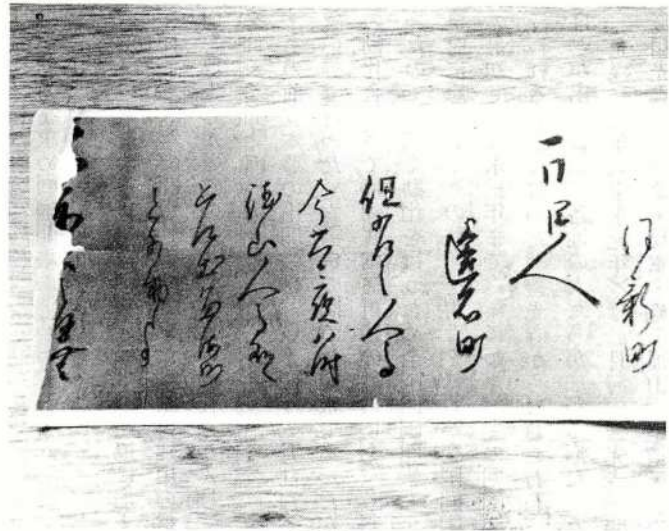


写真 2

寺焼失ニ付免許之上諸国勧化として巡行之由也、
一寛政八年丙辰七月四日善光寺如来御領通行、無量寺
江滞留ニ而開扉

右によって、信州善光寺如来の廻国中に、徳山通行は二

度あったことが知られ、二度とも佐渡町の無量寺に滞留があり、開扉して町民への礼拝が設けられたのであった。

下張文書の但書の中に「今十六日夜八ツ時」とあるので、この文書は寛政八年（一七九六）七月四日の際のもので、夜八ツ時といえば現在の夜中の二時頃、多くの人馬が人馬所に集合し、当時の旅立の通例であった暁七ツ時（現午前四時頃）無量寺を出立し、行列を整えて富海迄お供した様子が想像できる。

私は、この文書の発見により昨六一年三月、信州善光寺に宛てて、善光寺如来の廻国は、いつ、何のために、大勢で、（追加の人数から判断して）はるばる遠国迄、来たのかと問合わせたところ、同寺担当者から折返し、次の通りの回答と、廻国記事のある信濃毎日新聞（昭和六一年二月二五日付）のコピーが送られてきた。

前略

お手紙、及び資料を拝見させて頂きました。

丁度、先月末に、こちらの地方誌に善光寺本堂の特集が掲載され、その中に竹島様のご質問のお答えとなる部分がありましたので、同封致しました。参考にしていただけだと思います。

いずれにしても、大変貴重な資料をお持ちです。大

切に保管なさって下さい。

春一番が吹き、春めいてまいりましたが季節のかわりめです。お体をご自愛下さいませ。

合掌

同封の信濃毎日新聞の記事

「助力を求め回国開帳

全国の城主・領主が接待」

元禄一三年（一七〇〇）七月本堂の類焼に加えて、これまで三年の間寄せ集めて来た本堂再建用の材木一切を焼失した。このため、庶人の勸化（かんげ）奉加を仰ぐこととなった。

その前立本尊の出開帳は、翌十四年三月江戸谷中の感応寺で行った。六〇日の間の長開帳であったが、その勸化金のみでは到底本堂再建の助力にもなり得なかつたので、広く勸化を行うため全国回国開帳を企て、幕府に懇請してその許可を得た。これが全国回国開帳の最初で、宝永三年まで六年にわたつての回国開帳が行われることになった。善光寺からはおおむね三十人ほどが出、これに各地の人たちが加わる形だった。略元禄一七年（宝永元年）は二月河内善光寺で開帳の後和光寺から尼崎・兵庫…略…福山・尾道・三原を通

り広島で十日間の開帳、その後、岩国・徳山から山口を経て長門の萩、長府から下関に至り、九州小倉に渡り、直方から博多に入つて…略

この回国にあつて、日光輪王寺宮は国々の城主、領主に対して、善光寺如来の回国の旨を触れ渡したため、城主・領主等は領内通過の際は人馬を提供し寄進人馬を行い、開帳の寺や逗留の宿寺に対しても種々馳走を心がけ、薪炭・糧米を寄進し接待した。…（下略）

（郷土史研究家米山一政）

以上の記事に、ただ寛政八年丙辰七月四日の廻国の記事が見えなかつたのが心たらない気がするが、これによって善光寺如来の廻国がどんなものであつたか、その様子が知られる。

そして、善光寺側が廻国にあたり、日光輪王寺門跡の権威を利用したことは、誠に賢明な方略であつたと思われる。以上によつて善光寺如来の徳山通行の事情を知ることができた。

二、その他の下張り文書の概要

これについては次のようなものがあつた。

(1)、殿様が、遠石八幡宮へ、御社参のとき、或は江戸

へ御発駕のとき、例えば、参勤御発駕の日を通知する書状に、

人足馬士等髪、月代為仕於途中慮外等不仕候様手堅
申付

との注意書と

玖珂本郷迄可相勤候事

の添書があるものがある。また、

(2)、下松周慶寺や妙見社に代参が詣るための継駕夫・
継人夫の差出指示書、周慶寺分は多く五通あり、妙見社
分は一通

(3)、他国大名の通行には、毛利伊賀・毛利大膳・有馬
上総介・薩州等の通行がある。その薩州のときは、福川
宿泊で徳山本町・同新町・遠石町各目代宛の回状に

蚊屋(二五)・ふとん(二八)・座(四二)・居屋
呂(八)を

右、薩州様来ル廿四日福川町御泊ニ付、入用ニ候間、
廿三日、彼町目代所へ才料(幸領)相添無違可被差
出候

とある。

有馬上総様通行のときは、

御長途の儀に付、御同勢之内多分追越(負越)も

可有之候間、兼而、御沙汰通り之人馬、徳山町より

与懸次第、可被差候

とある。江戸からの長い旅で疲れて、人の背に負われて
来る人も有るかも知れないから、人馬の準備出来次第早
く出せとの心配りであろう。

それにしても、参勤交替は、通る方も、通られる方も
大変なことであったと思う。

(4)、天下御用物の通路については

・長崎御用物並唐金銀の通路

・日田御銀の通路

に関するものがある。

(5)、遠石八幡宮祭礼に際し、次のような通知状が出さ
れている。

・御名代棧敷用材採用遠石山之内にて採用御免のこと。

・祭市押役任命のこと。

・遠石沖え御番船差出置かれること。

(6)、遠石八幡宮祭り市には、古くから歌舞伎芝居が行

われ祭り市第一のよびものであった、とのことであるが、その芝居に関するものがある。

・御姫様芝居見物を知らせる文書の中に、

狂言の儀、いもせ山か、新薄雪か興行之様ニハ相成間敷敷と申出候へ共、是ハ未切組不申ニ付興行可相成とハ不存候へとも、先一応申通見可被申候、右不相成時ハ木下陰興行之様申出し、是も何夜興行ニ而入に障候も相成可申と存候へとも、何分右之内興行之様取計ひ趣早々可被申渡候

と、狂言について座主との交渉を指示している。

例之通右於五智輪様も取計置可被申候

とあるところを見ると、お姫様の芝居見物は、この回だけではなかったように思われる。

・大芝居・小芝居の売札は、日々、番付を入念に認めて、必ず提出せよとのこと。(芝居札の写真は、「目でみる徳山の歴史」にある。実物は社家神本正律所蔵)

惣体、番付認方荒増(あらまし)之由ニ御沙汰有之候、随分以後入念候而、名前役付等相知り候様書分ケ差出候様手堅被申付候

とある。番付をもっと詳しく書けと言うのは何故であるうか。

・御奉行の芝居見分を知らせる文書もあり、芝居の人気の様子を知ることができる。

(7)、町内の取締に関するものとしては、

・花松と称し、御用の松木折り神仏に供ふべからずとお達し、と

・浦山御伐山にて懸り合の者四名の指名手配書がある。

(8)、民間からの文書は、僅かではあるが、次のようなものがある。

・芝居興行について、座本、勇介からのお願い書

当年之芝居、又々私共え被仰付候様何卒御世話様

奉希候

とある。

・町人よりの金銭問題解決依頼の口上書。

以上であるが、これらの文書によって、町年寄・目代

(年寄は村の庄屋、目代は畔頭に相当し町毎に民籍から選任された)の職務の概要をも知ることが出来る。なお、文書の形状、年代等は次の通りである。



写真 3

である。

□、年代

以上の文書には年代の記入は全くない。

年代を傍証により考証すると、天明から文化年間にかけてのものと思われる。

・「善光寺如来出立」の文書は前述の通り寛政八年七月六日のものと確定出来る。

・遠石町目代 幡部儀左衛門とあるものがある。現在大内町（遠石の旧街道沿い）にあったが、遠石町を山に向かって貫く道路が出来たため移転）に居住の幡部家の記録に文化四年没とある。

(一)、下張り文書の一般の形状及び状態

公文書は、半紙を横二つ切にし、（縦一三cm）横につき合わせたもので、完全なもの、前切れ・後切れのものがある。私文書は、半紙一枚の大きさで不完全なもの

・文書にある約三十五の人名を、市史史料（上巻五三五頁）の内に探して見ると、東美濃、小川新助は、天明四年（一七八四）「御蔵本記録役始」とある。

おわりに

五年前、東京調布市の「シルバー人材センター」で、襖の張替え技術を習得したことが、帰郷後、次から次へと進んで、古文書や郷土史勉強の面白さを知ることとなった。今回の発表は初めての経験なので、不十分な点は御容赦頂くと同時に、今後もよろしくご指導頂きたい。

(昭和六一年九月一三日例会発表)



常用袖鏡 (本文 P. 17 参照)